

(経済産業委員会)

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び

対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の二法について、平成十八年五月二十九日の廃止期限の到来に伴い、廃止するものである。